

山梨県公報

第二千二百九号

平成二十四年

三月五日

月 曜 日

目 次

指名競争入札について	一三三
大規模小売店舗の新設に関する届出	一三四
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十件)	一三五
平成二十四年二級建築士及び木造建築士試験の実施	一三八
随意契約の相手方の決定について	一三八

公 告

● 指名競争入札について
次のとおり指名競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十四年三月五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指名競争入札に付する事項

- 業務の名称及び数量
人事給与福利厚生システム保守業務 一式
- 業務の様態等
入札説明書で定める内容等であること。

3 委託期間

平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

4 納入場所

知事が指定する場所

二 競争入札の参加資格

- 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 平成二十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成二十三年山梨県告示第百六十九号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第ニ条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 指名されるために必要な要件

1 本県の人事給与福利厚生システムの開発または保守業務に携わり、システムの仕様について熟知している者であること。

2 本業務を迅速かつ確実に履行できる体制が整備されている者であること。

3 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

四 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
山梨県企画県民部情報政策課 情報システム管理担当
電話〇五五 二二三 一四一七

2 入札説明書の交付方法

この公告の日の翌日から平成二十四年三月十三日(火)までの山梨県の休日(定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。))を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで四の1の交付場所において交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に四の1の場所に電話連絡すること。

3 指名競争入札参加表明書の提出方法

この公告の日の翌日から平成二十四年三月十四日(水)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに四の1の場所に持参すること。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十四年三月二十九日(木)午後二時 郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム

5 郵便による入札書の受領期限及び場所

平成二十四年三月二十八日(水)午後五時までに山梨県企画県民部情報政策課情報システム管理担当(郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着すること。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した指名競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」といふ。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づき長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する場合がある。

6 その他

落札者が契約締結までの間に「二 競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他、詳細は入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required:

Maintenance and control service for Yamanashi Prefectural Personnel Salary and

Welfare System 1 set

2 Date and time of the tendering and bid opening:

March 29, 2012 2:00PM

3 Bureau in charge:

Information System Management Section, Information Policy Division, Planning and

Resident Life Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi, Kofu,

Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1417

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十四年七月五日まで縦覧に供する。
平成二十四年三月五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二

2 住所 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(-) 名称 オギノ貢川店食品館

(二) 所在地 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

- (一) 名称 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二
(二) 住所 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

3 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十四年十月七日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千五百三平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (一) 駐車場の位置及び収容台数

- (1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 収容台数 六十八台

- (二) 駐輪場の位置及び収容台数

- (1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 収容台数 二十台

- (三) 荷さばき施設の位置及び面積

- (1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 面積 四十二平方メートル

- (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- (1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 容量 六十四立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- (1) 開店時刻 午前九時
(2) 閉店時刻 午後九時四十五分

- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- 午前八時三十分から午後十時まで
(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (1) 数 一箇所

- (2) 位置 届出の図面のとおり
(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

三 届出年月日

平成二十四年二月六日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年三月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年二月五日

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 栄建設工業株式会社

- 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡富士川町鯉沢七百二十八番地

- 3 代表者の氏名 阿達三郎

- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一八）第七一四号

- 四 処分の内容 土木工事業に係る特定建設業の許可の取消し

- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年一月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年三月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年二月六日

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 共同電設株式会社

- 2 主たる営業所の所在地 甲府市中央二丁目十番八号

- 3 代表者の氏名 神宮寺敬

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第四八四号

- 四 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年二月一日付けで四に掲げる建設業を廃止し

た旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年三月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年二月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社土屋電気
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市上神内川千四十九番地二
 - 3 破産管財人の氏名 甲光俊一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第二四七一号
- 四 処分の内容 電気工事業、管工事業、電気通信工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年一月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年三月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年二月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社ニチカ
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市徳永千六百十四番地一
 - 3 代表者の氏名 玄間弘
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二三）第八四三〇号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年二月一日付けで四に掲げる建設業を廃止し

た旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年三月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年二月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 三友建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市中央四丁目五番四十号
 - 3 代表者の氏名 望月ヨシ江
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一八）第九一号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年一月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年三月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年二月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 渡辺建設
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市小淵沢町上笹尾三千三百三十二番地
 - 3 代表者の氏名 渡辺眞喜子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第五三九四号

- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年一月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年三月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年二月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社奈良組
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市鹿留八百番地
 - 3 代表者の氏名 奈良正彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二三）第六一三三号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年二月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年三月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第七七三二号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年二月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年三月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年二月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社名取通商
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市下高砂二十二番地
 - 3 代表者の氏名 名取雄二
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第八五七二号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年二月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年三月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年二月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 建築一藤
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市富竹新田八百五十六番地
 - 3 代表者の氏名 斉藤敬富

- 一 処分をした年月日 平成二十四年二月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社仲山建設
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市長坂町渋沢十四番地
 - 3 代表者の氏名 仲山幸寿

三 許可番号 山梨県知事許可(特 二〇)第五四〇七号
四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十四年一月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

●平成二十四年二級建築士及び木造建築士試験の実施

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、平成二十四年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、山梨県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)に行わせる。

平成二十四年三月五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 試験日時

1 学科の試験

二級建築士 平成二十四年七月一日(日)午前十時から午後五時十分まで

木造建築士 平成二十四年七月二十二日(日)午前十時から午後五時十分まで

2 設計製図の試験

二級建築士 平成二十四年九月九日(日)午前十一時から午後四時まで

木造建築士 平成二十四年十月十四日(日)午前十一時から午後四時まで

二 試験場所

甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

三 受験申込手続

1 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り、それぞれ当該試験の申込みを行うことができる。

(一) 受験申込受付期間及び時間

(1) 期間 平成二十四年三月三十一日(土)から同年四月六日(金)まで

(2) 時間 受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで
(二) 受験申込方法
センターのホームページ(<http://www.jaic.jp/>)において必要な事項を入力し申し込むこと。

2 受付場所における受験申込み

(一) 受験申込受付期間及び時間

(1) 期間 平成二十四年四月九日(月)から同月十六日(月)まで

(2) 時間 (1)の期間中のそれぞれの日の午前十時から午後五時まで

(二) 受験申込書の請求先

甲府市丸の内一丁目十四番十九号 山梨県建設会館四階 社団法人山梨県建築士会(以下「建築士会」という。)の事務所

(三) 受験申込書の提出先

甲府市丸の内一丁目十四番十九号 山梨県建設会館五階ホール

受験申込書の提出は、受験者本人が直接提出するものとする。

四 合格者の発表

平成二十四年十二月六日(木)を予定している。なお、学科の試験については、二級建築士試験は同年八月二十一日(火)、木造建築士試験は同年九月四日(火)を予定している。

五 その他

設計製図の課題は、平成二十四年六月六日(水)からセンターの各支部及び建築士会の事務所に掲示する予定である。また、学科の試験当日に、試験場に掲示する。

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十四年三月五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 随意契約に係る物品等の名称及び数量

融雪剤散布機 六台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成二十三年十一月十五日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社キムラ 甲府市国母五丁目十番十七号

五 契約金額

三千四百五十八万七千円

六 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番